

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
実績報告書(令和 4 年度)

1 基本情報

フリガナ	カブシキカイシャジエイパック					
法人名	株式会社ジエイパック					
法人所在地	〒 963-0547	福島県郡山市喜久田町御3丁目24番地				
フリガナ	タカミヤ カツトシ					
書類作成担当者	高宮 克寿					
連絡先	電話番号	024-953-7011	FAX番号	024-953-7191	E-mail	takamiya@jpac.co.jp

【本報告書で報告する加算】※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算) 介護職員等ベースアップ等支援加算(ベースアップ等加算)

※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

2 実績報告<共通> ※詳細は別紙様式3-2及び3-3に記載

本様式では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

- I【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- II【特定加算】介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- III【ベースアップ等加算】介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- IV【特定加算】グループ毎の平均賃金改善額が配分ルールを満たしていること
- V【特定加算】経験・技能のある介護職員(A)のうち、1人以上は月額8万円の改善または改善後の賃金が年額440万円以上となっていること
(その人数は法人一括で申請する事業所の数に応じて設定)
- VI【ベースアップ等加算】賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

	要件 I ↓	要件 II ↓	要件 III ↓
① 令和 4 年度の加算の総額	処遇改善加算 <input checked="" type="checkbox"/>	特定加算 <input checked="" type="checkbox"/>	ベースアップ等加算 <input checked="" type="checkbox"/>
32,015,140 円	6,233,260 円	3,159,750 円	
② 賃金改善所要額(i - ii) (右欄の額は①欄の額以上であること)	43,196,936 円	17,323,130 円	8,088,744 円
i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行った 賃金の総額	(1)-(6)-(8) 234,890,777 円	(2)-(4)-(9) 209,016,971 円	(3)-(5)-(7) 104,644,437 円
(a)本年度の賃金の総額	(1) 248,463,576 円	(2) 248,463,576 円	(3) 123,499,547 円
(b)処遇改善加算の総額		(4) 32,015,140 円	(5) 15,781,820 円
(c)特定加算の総額	(6) 6,233,260 円		(7) 3,073,290 円
(d)処遇改善支援補助金及びベースアップ等加 算の総額	(8) 7,339,539 円	(9) 7,431,465 円	
ii)前年度の賃金の総額 【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】 191,693,841 円	【基準額2】 191,693,841 円	【基準額3】 96,555,693 円

- ・(1)(2)(3)には、それぞれの加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・(6)には、別紙3-2から、特定加算の総額のうち、経験・技能のある介護職員(A)及び他の介護職員(B)に配分された額が転記される。
- ・(7)には、別紙3-2から、本年度の特定加算の総額が転記される。(その他の職種(C)に配分された額も含む。)
- ・② ii)「前年度の賃金の総額」【基準額1】【基準額2】【基準額3】には、計画書の2(1)② ii)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

③ 平均賃金改善額<特定加算>

	賃金改善 を実施した グループ	前年度の平均賃金 額(月額)【基準額4】	本年度の平均賃金 額(月額)	平均賃金改善額 (配分比率)	(e)改善後の賃金 が最も高額となつた 者の賃金(年額)
(A)経験・技能のある介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	266,850 円	349,411 円	82,561 円 (4.18)	
(B)他の介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	256,086 円	275,838 円	19,752 円 (1.00)	
(C)その他の職種	<input type="checkbox"/>		(対象外)	(対象外)	- 円

- ・「前年度の平均賃金額(月額)」【基準額4】には、計画書2(3)⑦iv)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

④ 月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者<特定加算> いずれかに該当する人数 10 人

(設定できない事業所があった場合その理由) ※複数回答可

- 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
- 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力
- や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- その他 ()

⑤ ベースアップ等による賃金改善額等<ベースアップ等加算>

i) 介護職員の賃金改善額(n-1)	3,228,233	円	(100.00)	%	<input checked="" type="radio"/>	要件 VI
(うち、ベースアップ等による賃金改善額) (n-2)	3,228,233	円				
(一月あたり)	538,039	円				
ii) その他の職員の賃金改善額(o-1)	33,477	円	(100.00)	%	<input checked="" type="radio"/>	要件 VI
(うち、ベースアップ等による賃金改善額) (o-2)	33,477	円				
(一月あたり)	5,580	円				
賃金改善実施期間	令和 5 年 1 月	～	令和 5 年 6 月	(6 か月)		

【記入上の注意】

- ・(n-1)と(o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善所要額」(「②賃金改善所要額」の最右欄)と一致すること。

⑥ 職場環境等要件に基づいて実施した取組について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】 届出に係る計画の期間中に、全体で必ず1つ以上の取組を行うことが必要であること
【特定加算】 届出に係る計画の期間中に、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上の取組を行うことが必要であること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> エルダー・センター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input type="checkbox"/> 高齢者の活動(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※上記に加えて、今年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。

変更なし

⑦その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。)

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
※ 処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 7 月 20 日

(法人名) 株式会社ジェイパック
(代表者名) 代表取締役 平山 浩之

別紙様式3-2 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書(施設・事業所別個表)

法人名 株式会社シェイバック

	本年度の加算の額総額[円]	(グループ別内訳)		
		経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職(C)
免過改善加算	32,015,140	7,958,398	24,056,742	
特定期加算	6,233,260	3,843,954	2,389,306	
免過改善支援補助金レベスマップ等加算	7,431,465	1,345,411	5,994,126	91,922

	(グループ別内訳)			本年度の常勤換算職員数(人)			経験・技術のある介護職員のうち常勤換算職員数(人)以上又は年齢40歳以上以上(人)		
	本年度の賃金の総額(円)	経験・技術のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	経験・技術のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	経験・技術のある介護職員のうち常勤換算職員数(人)以上又は年齢40歳以上以上(人)	特定期間を設けた事業所数
待遇改改善加算の対象者	248,463,576								
特定加算の対象者	248,463,576	54,797,142	191,415,922	2,250,512	130.2	585.0	9.0	10	

【賃金の総額に係る記入上の注意】

- ・下表の「本年度の賃金の総額」には、処遇改善加算・特定加算・処遇改善支援補助金・ベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善額を含むこと。

- ・下表の処遇改善加算に係る「本年度の賃金の総額」には、介護職員のみの賃金の総額を記載し、特定加算に係る「本年度の賃金の総額」には、グループ毎の賃金の総額を記載する。

【処遇改善支援補助金とベースアップ等加算の総額】に係る記入上の注意
下表の「本年度の処遇改善支援補助金」欄、「ベースアップ等加算の総額」欄

- ・下巻の「本年度の処遇改善支援補助金等ベースアップ等加算の総額」について、処遇改善加算・特定加算の貢献度査定期間(原則：4月から翌年の3月までの期間)における処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の合計額を記載することとする。
・ペーパーA-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーB-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーC-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーD-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーE-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーF-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーG-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーH-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーI-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーJ-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーK-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーL-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーM-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーN-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーO-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーP-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーQ-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーR-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーS-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーT-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーU-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーV-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーW-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーX-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーY-7第1章第2節算定表(改定版)、ペーパーZ-7第1章第2節算定表(改定版)。

- ・ペースアソツ等加算を算定し、特定加算を算定しない事業所は、介護職員について(A)(B)グループを設定しないこと、下表の「本年度の処遇改善支援補助金とペースアソツ等加算の総額」の「グループ別内訳」について、介護職員に配分された額を全額(介の介護職員(A)(B)の欄に記載)、「経験、技能のある介護職員(A)(B)の欄に記載」として

【常勤換算職員数に係る記入上の注意】

- 市町村が実効的に使う仕組み

- 黄赤以古加算の算定並みに平成14年1月を上回り、特定加算の配分も承認されよ。この他の職種の職員は、この他の職種(○)の専用算定基準によるものとし、この他の職種(○)は、実火災によるものとする。

- ・本表に記載する事業所は、計画書の別

別紙様式3-3 介護職員等ベースアップ等支援実績報告書(施設・事業所別個表)

法人名 株式会社ジェイパック

	[円]
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額(別紙様式3-1②(3)に転記)	123,499,547
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における処遇改善加算の総額(別紙様式3-1②(5)に転記)	15,781,820
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における特定加算の総額(別紙様式3-1②(7)に転記)	3,073,290
ベースアップ等加算の総額(別紙様式3-1①に転記)	3,159,750

【記入上の注意】・本表に記載する事業所は、計画書の別紙様式2-4に記載した事業所と一致しなければならない。

事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

・(p)には、ベースアップ等加算の賃金改善実施期間(令和4年度においては、原則として令和4年10月分から令和5年3月分まで)における賃金の総額を記載すること。(q)(r)についても同様。)

・(n-1)には、「賃金改善実施期間にベースアップ等加算のみにより賃金改善を行った介護職員の賃金の総額」と、「前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の介護職員の賃金の総額」(計画書【基準額3】参照)とを比較し、その差額を記入すること。

((o-1)のその他の職員についても同様。)

・(n-2)及び(o-2)には、別紙様式2-1の2(5)に記載した具体的な賃金改善の取組に基づく、ベースアップ等(基本給又は毎月決まつて支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額を記載すること。

介護保険事業所番号	指定権者	事業所の所在地 都道府県 市区町村	事業所名	サービス名	ベースアップ等加算の 賃金改善実施期間 における賃金の総額 (介護職員とその他の職 員の合計額)[円] (p)	処遇改善加算 ベースアップ等加算の 賃金改善実施期間に における加算の総額 [円] (q)	特定加算 ベースアップ等加算の 賃金改善実施期間に における加算の総額 [円] (r)	ベースアップ等加算					
								加算の総額[円] (n-1) (⑤ i) 介護職員 の賃金改善額 [円]	加算の総額[円] (n-2) (⑤ ii) その他の 職員の賃金改善 額[円]	加算の総額[円] (o-1) (⑤ iii) その他の 職員の賃金改善 額[円]	加算の総額[円] (o-2) (⑤ iv) その他の 職員の賃金改善 額[円]		
本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の合計						123,499,547	15,781,820	3,073,290	3,159,750	3,228,233	3,228,233	33,477	33,477
1 0 7 7 0 1 0 2 2 3 4 福島市 福島県 福島市 もも太郎さん町庭坂 認知症対応型共同生活介護								452,290					
2 0 7 7 0 1 0 2 2 3 4 福島市 福島県 福島市 もも太郎さん町庭坂 介護予防認知症対応型共同生活介護								0					
3 0 7 7 0 8 0 0 4 9 8 喜多方市 福島県 喜多方市 もも太郎さん喜多方 認知症対応型共同生活介護								563,350					
4 0 7 7 0 8 0 0 4 9 8 喜多方市 福島県 喜多方市 もも太郎さん喜多方 介護予防特定施設入居者生活介護								0					
5 0 7 7 0 3 0 2 6 5 1 郡山市 福島県 郡山市 もも太郎さん阿武隈 認知症対応型共同生活介護								608,140					
6 0 7 7 0 3 0 2 6 5 1 郡山市 福島県 郡山市 もも太郎さん阿武隈 介護予防特定施設入居者生活介護								0					
7 0 7 7 0 3 0 2 6 2 8 郡山市 福島県 郡山市 もも太郎さん上ノ台 認知症対応型共同生活介護								582,420					
8 0 7 7 0 3 0 2 6 2 8 郡山市 福島県 郡山市 もも太郎さん上ノ台 介護予防特定施設入居者生活介護								0					
9 0 7 9 0 3 0 0 0 1 6 郡山市 福島県 郡山市 もも太郎さん(谷田川) 認知症対応型共同生活介護													
10 0 7 9 0 3 0 0 0 1 6 郡山市 福島県 郡山市 もも太郎さん(谷田川) 介護予防特定施設入居者生活介護								315,980					
11 0 7 9 0 3 0 0 0 2 4 郡山市 福島県 郡山市 もも太郎さん(谷田川) 小規模多機能型居宅介護								10,750					
12 0 7 9 0 3 0 0 0 2 4 郡山市 福島県 郡山市 もも太郎さん(谷田川) 介護予防小規模多機能型居宅介護								355,830					
13 0 7 9 2 6 0 0 0 2 5 会津坂下 福島県 会津坂下町 もも太郎さん坂下 認知症対応型共同生活介護								6,380					
14 0 7 9 2 6 0 0 0 2 5 会津坂下 福島県 会津坂下町 もも太郎さん坂下 介護予防特定施設入居者生活介護								264,610					
15								0					
16													
17													
18													
19													
20													

1行目の色のついたセル(R16～T16)に、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。

1行目の色のついたセル(V16～Y16)に、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。